

株 主 各 位

兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号

極東開業工業株式会社

取締役社長 高 橋 和 也

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用になり、「パソコン」、「スマートフォン」または「携帯電話」から当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（2頁）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号 当社 本社会議室
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第82期（自平成28年4月1日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに
（至平成29年3月31日） 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（自平成28年4月1日） 計算書類の内容報告の件
（至平成29年3月31日）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。
（当社ホームページアドレス <http://www.kyokuto.com/>）

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- (5) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (6) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) 同一の方法により重複して議決権を行使された場合には、最後に到達したものを有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

4. 議決権行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、国内設備投資および個人消費が堅調であったことなどから総じて緩やかな回復基調であったものの、海外では新興国経済の減速リスクや、英国のEU離脱および米国の政権交代などもあり、先行き不透明なまま推移しました。

このような中、当社グループは中期経営計画 2016-18 ～Value up to the Next～（平成28年4月1日～平成31年3月31日）の初年度として、企業品質の向上および収益基盤の強化を図るべく、各種施策を実行しました。

この結果、当連結会計年度の業績は前連結会計年度と比較して、主力である特装車事業が増加したこと等により、売上高は2,882百万円（2.8%）増加して106,745百万円となりました。損益面では、営業利益は645百万円（6.2%）増加して11,146百万円、経常利益は1,280百万円（13.2%）増加して10,959百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,096百万円（34.7%）増加して8,130百万円となりました。

次に連結ベースでのセグメントの概要を前連結会計年度と比較してご説明申し上げます。

[特装車事業]

国内需要は、物流系車両が引き続き好調であったことや、建設系車両の一部が期の後半に回復基調に転じたことなどにより、高水準で推移しました。

当社グループでは、物流系のトレーラ、ウイング・バンボデー、テールゲートリフトおよび環境系のごみ収集車および脱着ボデー車について重点的に販売を行ったほか、生産の効率化と合理化を図るべく、設備投資および生産・供給体制の整備を行いました。

また平成29年3月には新たな需要に対応した新製品として、都市部のごみ収集形態に適した新機構のごみ収集車「スライドパック® GB40-520」を発売しました。

海外は、タイ工場においてミキサートラックの生産を開始したほか、インドネシア工場では現地での需要が高いミキサートラック、ダンプトラックの拡販と生産体制の整備を図りました。

これらの結果、売上高は4,209百万円（4.8%）増加して91,920百万円となりました。営業利益は1,575百万円（20.8%）増加して9,147百万円となりました。

【環境事業】

プラント建設では新規物件の受注活動を進めたことで、平成28年12月に茨城県つくば市様、平成29年1月に大崎地域広域行政事務組合様よりリサイクルプラント建設工事を受注いたしました。また受注済物件の建設工事と併せ、引き続きメンテナンス・運転受託といったストックビジネスにも注力しました。

新規分野のバイオガスプラントでは事業の強化を進め、平成28年10月に技術提携先のコーンズ・アンド・カンパニー・リミテッドと共に北海道興部町様の施設を竣工、同11月にはバイオガスプラントの建設等を行う株式会社モリプラントの全株式を取得しグループ化しました。また、平成28年12月には北海道豊浦町様よりバイオガスプラントの建設工事を受注しました。

その他、平成28年5月には新製品として、木くず・紙・プラスチックなどの廃棄物系バイオマスを省エネルギー、省スペースで圧縮・成形して固形燃料にする「突き押し式成形機」を発売しました。

しかしながらプラント部門の工事進行基準売上の減少により、売上高は1,411百万円（13.5%）減少して9,027百万円となりました。営業利益は637百万円（30.6%）減少して1,447百万円となりました。

【不動産賃貸等事業】

立体駐車装置は厳しい市場環境が続きましたが、ストックビジネスとしてのリニューアルおよびメンテナンスに注力しました。コインパーキングは、引き続き採算性を重視した事業地の選別と確保を図りました。

また、名古屋駅南の再開発エリアである「ささしまライブ24」地区に建設を進めておりました立体駐車場「ささしまライブパーキング」が完成しました。

海外では、インドネシアにおいて立体駐車装置の初号機の建設を進めました。

これらの結果、売上高は102百万円（1.6%）増加して6,481百万円となりました。営業利益は3百万円（0.2%）増加して1,244百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2,712百万円でありました。
その主なものは、次のとおりであります。

日本トレクス(株)	断熱パネル生産ライン アルミコルゲート製造ライン
三木工場	三次元座標測定機 プレスブレーキ
福岡工場	プレスブレーキ
営業本部	九州支店事務所建替
(株)エフ・イ・テック	仙台サービスセンター新設
Trex Thairung Co., Ltd.	生産設備一式

これらにより、特装車の生産・営業・サービス体制の強化と合理化を図りました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な資金の調達はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第79期 平成25年度	第80期 平成26年度	第81期 平成27年度	第82期 平成28年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	90,911	99,331	103,862	106,745
経 常 利 益 (百万円)	8,113	9,326	9,679	10,959
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,645	4,332	6,034	8,130
1株当たり当期純利益 (円)	91.76	109.06	151.88	204.66
総 資 産 (百万円)	110,743	119,120	120,539	128,542
純 資 産 (百万円)	62,826	68,674	71,729	80,872

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しています。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

5. 対処すべき課題

我が国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善などにより底堅く推移すると見込まれる一方で、新興国経済の不確実性、米国新政権の政策動向の影響や地政学的リスクの顕在化等により、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況のもと、当社グループでは引き続き、中期経営計画 2016-18 ~Value up to the Next~ (平成28年4月1日~平成31年3月31日) に掲げた以下の基本方針のもとで重点戦略を推進し、売上・利益の確保および企業価値の一層の向上に向けてグループ一丸となって取り組んでまいります。

【基本方針】

(1) 国内収益基盤の強化

国内は長期的・全社的視野から選択と集中を推し進め、物流・環境系製品のシェアアップ、ストックビジネスの拡大等の取組みにより、収益基盤をさらに強化し、利益率の向上を目指します。

(2) 海外売上の確立

極東開発グループ一丸となった取組みで将来の重要な収益源である海外事業を成長軌道に乗せます。

(3) M&A・新規事業の推進

戦略的なM&A・新規事業を積極的に推進し、新たな成長ドライバーの獲得を図ります。

(4) 企業品質の向上

より高品質な商品（製品・サービス）の提供と、安全・コンプライアンスを基本とし、持続的成長を創るための健全な企業風土の構築に注力します。

当社グループは、発展的・継続的に成長し、顧客や社会から広く選ばれる企業グループとなるために、確固たる収益基盤の確立および新たな収益源確保のための施策を着実に実行し、上記に対し、経営資源を積極的に投入します。

6. 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
特装車事業	①特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装および販売、修理ならびに同部品の製造、販売 ②トレーラ・トラックボデー等の製造および販売
環境事業	①環境整備機器および施設の製造、販売、修理ならびに同部品の製造、販売 ②環境整備機器および施設の運転、管理
不動産賃貸等事業	①立体駐車装置および設備の製造、据付、販売および修理 ②駐車場の経営（コインパーキング） ③不動産の賃貸および管理 ④発電事業および電気の売買

7. 主要な工場および営業所

(1) 特装車事業

① 国内生産拠点

横浜工場（神奈川県大和市）、名古屋工場（愛知県小牧市）、三木工場（兵庫県三木市）、福岡工場（福岡県飯塚市）、日本トレクス株式会社 本社工場（愛知県豊川市）、日本トレクス株式会社 音羽工場（愛知県豊川市）

② 国内営業拠点およびサービス拠点

東京本部（東京都品川区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、中部支店（愛知県小牧市）、関西支店（兵庫県西宮市）、中国支店（広島県広島市）、九州支店（福岡県福岡市）、仙台サービスセンター（宮城県仙台市）、東京サービスセンター（東京都江東区）、横浜サービスセンター（神奈川県横浜市）、名古屋サービスセンター（愛知県名古屋市）、大阪サービスセンター（大阪府堺市）、姫路サービスセンター（兵庫県姫路市） 他

③ 海外生産拠点

中国・昆山工場（江蘇省昆山市）、インド工場（アンドラ・プラデシュ州）、インドネシア工場（プルワカルタ市）、タイ工場（ラヨン県プルワックデー郡）

④ 海外部品調達拠点

中国・上海事務所（上海市）

(2) 環境事業

技術部（兵庫県西宮市）、営業部（東京都品川区）、サービス事業所（北海道札幌市、東京都品川区、愛知県小牧市、兵庫県尼崎市、福岡県飯塚市） 他

(3) 不動産賃貸等事業

兵庫県西宮市、東京都品川区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市 他

8. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数(名)
特装車事業	2,212
環境事業	354
不動産賃貸等事業	104
合計	2,670 (前連結会計年度末比185名増)

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
①極東サービスエンジニアリング北海道(株)	10 百万円	100 %	環境整備機器および施設の運転、修理
②極東サービスエンジニアリング(株)	50	100	環境整備機器および施設の運転、修理
③(株) エフ・イ・イ	50	100	損害保険代理業
④(株) エフ・イ・テック	30	100	特殊自動車の製造、販売および修理
⑤極東開発パーキング(株)	100	100	立体駐車装置の製造、販売および修理 駐車場の経営、宅地建物取引業
⑥日本トレクス(株)	2,011	100	トレーラ・トラックボデー等の製造および販売
⑦極東開発(昆山)機械有限公司	1,650 万USドル	100	特殊自動車の製造および販売
⑧振興自動車(株)	70	100	特殊自動車の製造、販売および修理
⑨(株) F E - O N E	90	55	自動車・建設機械の販売および中古車販売
⑩Trex Thairung Co., Ltd.	550 百万タイバツ	45	特殊自動車・トラックボデーの製造および販売
(持分法適用非連結子会社)			
⑪極東特装車貿易(上海)有限公司	95 万USドル	100	特殊自動車の販売および部品販売
⑫MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITED	675 百万インドルピー	83.9	特殊自動車の製造および販売
⑬PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia	1,300 万USドル	51	特殊自動車の製造および販売
(持分法非適用非連結子会社)			
⑭(株) モリプラント	20	100	環境設備プラントの設計・施工およびメンテナンス
(持分法適用関連会社)			
⑮PT. Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia	140 万USドル	49	特殊自動車の販売

(注) 1. 株式会社FE-ONEは当社連結子会社である株式会社エフ・イ・イの子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。

2. Trex Thairung Co., Ltd.における持株比率は、当社の保有割合(15%)と当社連結子会社である日本トレクス株式会社の保有割合(30%)を合算しております。

(3) 企業結合の経過および成果

- ① 当社の連結子会社は10社、持分法適用会社は7社であります。
- ② 平成28年4月1日よりTrex Thairung Co., Ltd.を連結子会社といたしました。
- ③ 極東開発（昆山）機械有限公司は、平成28年5月10日付で資本金を1,600万USドルから1,650万USドルに増資しました。
- ④ MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITEDは、平成28年10月5日付で資本金を645百万インドルピーから675百万インドルピーに増資しました。
- ⑤ 平成28年11月1日付で株式会社モリプラントの全株式を取得いたしました。

(4) 提携等の状況

販売店契約

契約先	国名	契約内容
TRANSCENDENT HEAVY MACHINERY SDN.BHD.	マレーシア	ミキサートラック架装物のマレーシア、ブルネイ、シンガポール国内での販売・アフターサービス・部品供給
ANLIM CO., LTD.	ベトナム	コンクリートポンプ車のベトナム国内での販売・アフターサービス・部品供給
ASIA INTERNATIONAL AUCTIONEERS, INC.	フィリピン	ミキサートラック架装物およびコンクリートポンプ車のフィリピン国内での販売・アフターサービス・部品供給
PS Equipment LTD.	ニュージーランド	コンクリートポンプ車、ミキサートラック、ごみ収集車および一台積車輻運搬車のニュージーランド国内での販売・アフターサービス・部品供給
Import Machinery & Equipment Australia	オーストラリア	コンクリートポンプ車、ミキサートラック、テールゲートリフタ、脱着ボデー車および一台積車輻運搬車のオーストラリア国内での販売・アフターサービス・部品供給

(注) 平成28年5月25日付でImport Machinery & Equipment Australiaと販売店契約を締結いたしました。

技術供与契約

契約先	国名	契約内容
金光企業株式会社 海同建設株式会社	韓国	ごみ固形燃料（RDF）製造プラントに関する技術

技術導入契約

契約先	国名	契約内容
コーズ・アンド・カンパニー・リミテッド	香港	バイオガスプラントに関する技術

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 170,950,672株
2. 発行済株式総数 42,737,668株
3. 株主数 3,341名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
① 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,150	5.41
② 株式会社三井住友銀行	1,600	4.03
③ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社みなと銀行退職給付信託口）	1,498	3.77
④ 極東開発共栄会	1,227	3.09
⑤ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,138	2.86
⑥ 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,012	2.55
⑦ CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	894	2.25
⑧ 宮原 幾男	843	2.12
⑨ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	837	2.10
⑩ 株式会社奥村組	761	1.92

(注) 持株比率は、当社が保有する自己株式（3,009,431株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
筆谷高明	取締役会長	Trex Thairung Co., Ltd. 取締役会長 一般社団法人日本自動車車体工業会副会長
高橋和也	※取締役社長	最高執行責任者 一般社団法人日本自動車車体工業会理事
近藤治弘	※専務取締役	専務執行役員 管理本部長 不動産賃貸事業部長 CSR室担当
杉本治己	取締役	常務執行役員 特装事業部長 極東特装車貿易（上海）有限公司董事長 極東開発（昆山）機械有限公司董事長
米田卓	取締役	常務執行役員 特装事業部生産本部長 技術本部関与
酒井郁也	取締役	常務執行役員 環境事業部長 環境事業関係会社関与
西川柳一郎	取締役	常務執行役員 日本トレクス株式会社代表取締役社長 同社最高執行責任者 Trex Thairung Co., Ltd. 取締役 一般社団法人日本自動車車体工業会理事
木戸洋二	取締役	阪急阪神ビルマネジメント株式会社代表取締役会長 阪神電気鉄道株式会社顧問 公益財団法人都市活力研究所理事長
道上明	取締役	神戸ブルースカイ法律事務所所長 T〇A株式会社社外監査役・独立役員 淡路信用金庫非常勤理事 神戸地方裁判所洲本支部調停委員
高島義典	常勤監査役	
植山友幾	監査役	
楠守雄	監査役	神戸土地建物株式会社顧問 日工株式会社社外監査役
乗鞍良彦	監査役	乗鞍法律事務所所長 株式会社さくらケーシーエス社外取締役・独立役員 神戸市人事委員

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しています。
 2. 取締役 木戸洋二、道上明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役 楠守雄、乗鞍良彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 取締役 木戸洋二、道上明および監査役 乗鞍良彦の3氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
 5. 取締役 道上明および監査役 乗鞍良彦の両氏は、弁護士資格を有しており、企業法務ならびに法律に関する知見を有しております。

6. 監査役 楠守雄氏は長年にわたり銀行において金融業務に従事していたため、財務および経理に関する知見を有しております。
7. 当社は阪急阪神ビルマネジメント株式会社、阪神電気鉄道株式会社、神戸ブルースカイ法律事務所、T O A株式会社、淡路信用金庫、神戸土地建物株式会社、日工株式会社、乗鞍法律事務所、株式会社さくらケーシーエスとの間に重要な取引関係はありません。
8. 当社定款の規定に基づき、当社と取締役 木戸洋二、道上明および監査役 楠守雄、乗鞍良彦の4氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	9名	199百万円	(うち社外	2名	19百万円)
監査役	4名	33百万円	(うち社外	2名	12百万円)

(注) 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役 木戸 洋二 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。

経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 取締役 道上 明 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。

弁護士としての豊富な経験を基に、法的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

③ 監査役 楠 守雄 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。

また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。

長年の銀行勤務経験から得た金融に関する深い造詣と、経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

④ 監査役 乗鞍 良彦 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。

また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。

弁護士としての豊富な経験を基に、法的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額

28百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続業務についての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合などは、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制および方針

1. 当社の取締役および子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役および子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役制度を採用し、当社においては社外監査役を含んだ監査役が監査役会を構成し、監査方針等に基づき取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて取締役の職務執行を調査して、経営の監督機能の充実、強化をはかる。
- ② 当社においては毎月1回、取締役会設置子会社においては定期的に取締役会を開催し、取締役の職務執行ならびに担当部門の月次もしくは直近期間の業績について取締役会に報告を行う。これにより、取締役会による各取締役の職務執行に対する監督、統制を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、事業運営会議、その他取締役の職務執行の過程における決定事項およびその進捗管理は、法令・定款および社内規定に従い、各部門が担当役員の監督の下で、文書または電子的記録にて保存・管理する。
- ② 監査役会が求めたとき、取締役は当該文書を閲覧に供する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 災害、与信管理、情報管理、品質、環境、法令違反その他当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握しその評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、各部門長は、それぞれの担当部門にリスクマネジメント体制を整備し、内在するリスクを継続的に把握、分析及び評価した上で適切な対策を実施の上、定期的に見直しを行い、必要であれば取締役もしくは取締役会に報告する。
- ② 経営の過程で生じるリスクに対応するため、当社においては「経営危機管理規定」を制定、リスク管理の担当役員を選任し運用の徹底をはかる。
- ③ 現実化した危機に直面した場合は、対策本部を設置して情報管理、対応方針の決定などを定め、迅速な事態の收拾と再発の防止をはかる。
- ④ 対策本部は、危機の内容、対応策、再発防止策等を当社の取締役会で報告する。

(4) 当社の取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会設置会社においては、取締役は取締役会および経営会議において、重要な経営の意思決定を行う。
- ② 執行役員制度採用会社においては、執行役員は取締役会の指示に従い、担当部門・責任区分の中で、経営会議、取締役会で決定された経営方針、事業計画を実行する。
- ③ 当社においては執行役員は事業運営会議を構成し、同会議において各執行役員が事業計画の進捗を報告し、各部門の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進をはかる。
- ④ 中期経営計画により、中長期的な会社としての目標を明確化するとともに、半期ごとに全社および各事業部の予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

- (5) 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 各使用人が企業としての社会的役割、責任を自覚した活動を行うための指針として、倫理規定「極東開発工業ビジネス行動規範」を制定し、内部監査担当役員および内部監査部門を設置して使用人への啓蒙活動とコンプライアンスの強化をはかる。
 - ② 内部監査を実施する組織として、社長の直轄に内部監査部門を設置する。内部監査部門は毎月に定めた監査計画に基づきグループ各部門の業務監査を実施し、その結果は取締役および監査役に報告する。
 - ③ 当社においては「倫理相談窓口に関する規定」を制定し、社内の問題点の発見を促し、その対応と改善をはかる。
 - ④ 顧問弁護士への法律相談、法務担当部門におけるリーガルチェックにより、法令遵守の徹底をはかる。
- (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の監査役および内部監査部門が定期的子会社とその各部門の業務監査を実施し、その結果は当社および子会社に報告する。
- (7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社が定める「関係会社規定」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業概要および決算その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づけ、また必要に応じて関係資料の提出を求める。
 - ② 各子会社の社長は、関係会社社長会において当社の取締役および監査役が出席のもと、その事業計画の進捗を報告し、各子会社の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進をはかる。
- (8) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 内部監査部門を設置し、その構成員を監査役会の職務を補助すべき使用人とし、監査役会の指示に従い事務局の業務を併せて担当する。
- (9) 前号の使用人（監査役補助使用人）の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ① 内部監査部門の構成員である使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得なければならない。
- (10) 第8号の使用人（監査役補助使用人）に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 内部監査部門の構成員である使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底を行う。
- (11) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役および使用人は会社に損害を及ぼす事実および法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について監査役会に報告する。
 - ② 当社の取締役および使用人は監査役に重要な会議への出席を要請し、その会議において懸案事項等を逐次報告する。

- (12) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役、監査役等および使用人は当社または子会社に損害を及ぼす事実および法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について当社の監査役会に報告する。
 - ② 内部監査、法務、人事、財務担当部門等は、定期的に当社の常勤監査役に対する報告会を実施し、当社および子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ③ 当社および子会社の内部通報制度の担当部門は、当社および子会社の役職員からの内部通報の状況について、通報者からの匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社の取締役、監査役および取締役会に対して報告する。
- (13) 当社の監査役へ報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。
- (14) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ② 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (15) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 内部監査部門を構成する使用人以外に、法務、人事、財務担当部門は、監査役会の指示により監査役会の監査の実務の補助を行う。
 - ② 監査役会は監査の実施にあたり、必要と認めるときは弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他専門の外部アドバイザーを登用することができる。
- (16) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた体制の構築、整備および運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。
- (17) 反社会的勢力排除に係る体制
- ① 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。これらの勢力や団体からの不当、違法な要求には一切応じないとともに、これら団体とは断固として対決することを基本姿勢とする。この基本姿勢については、「極東開発工業ビジネス行動規範」に明記し、全ての役員ならびに従業員に周知徹底を図る。
また、当社が反社会的勢力から要求を受けたときは、担当部署が中心となってその情報収集にあたり、顧問弁護士、警察等と連携をとり、対応を行う。さらに、平素から外部機関や他の企業等と連携して情報交換を行い、反社会的勢力に係る各種リスクの予防・低減に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当連結会計年度において取締役会を13回開催し、取締役の職務執行ならびに担当部門の月次もしくは直近期間の業績の報告をはじめ、経営の基本方針や経営およびコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

また、同期間に常勤取締役・常勤監査役で構成される経営会議を22回、常勤取締役・常勤監査役・執行役員で構成される事業運営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項および具体的対応策について審議を行っております。

(2) コンプライアンスおよびリスクの管理

コンプライアンスならびに、災害、および事故管理等に係るリスクについては、各担当部署においてリスク要因の洗い出しおよび共有、対応マニュアルの整備を行っているほか、社長直轄の内部監査部門にて使用人への啓蒙活動を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(3) 当社グループにおける業務の適正化

子会社の営業概況および決算その他の重要な事項については「関係会社規定」に従い、当社が子会社より適切に報告を受けているほか、監査役は内部監査部門と連携の上、子会社とその各部門の業務監査を定期的を実施しており、当社および子会社はその結果についての報告を受けております。

(4) 監査役監査

監査役は、当連結会計年度において監査役会を13回開催するとともに、取締役会、経営会議、事業運営会議およびその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っているほか、取締役会・取締役・内部監査部門・会計監査人等との情報・意見交換を通じて、それぞれとの連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、効果的かつ効率的に監査を行っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合、これに応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、それが不当な目的による企業買収である場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることが経営者の当然の責務であると考えます。

従いまして大量買付に対しましては当該買付者の事業内容、将来の事業計画ならびに過去の投資行動等から当該買付行為または買付提案が当社の企業価値ならびに株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があるものと考えます。

現在のところ不当な目的による大量取得を意図する買付者が存在し具体的な脅威が生じている訳ではなく、またそのような買付者が現れた場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではございませんが、株主の皆様から委任された経営者として、当社株式の取引や株主の異動状況を注視するとともに有事対応マニュアルを整備し、大量買付を意図する買付者が現れた場合、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、専門家（アドバイザー）を交えて当該買収提案の評価や買付者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値および株主共同の利益を損なう場合は具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	71,627	流動負債	36,508
現金及び預金	6,684	支払手形及び買掛金	16,016
受取手形及び売掛金	38,759	電子記録債務	7,461
有価証券	10,900	短期借入金	2,638
商品及び製品	883	1年内返済予定の長期借入金	1,530
仕掛品	4,305	未払法人税等	1,906
原材料及び貯蔵品	7,363	未払消費税等	1,124
前払費用	453	未払費用	3,915
繰延税金資産	1,382	製品保証引当金	623
その他	952	工事損失引当金	73
貸倒引当金	△ 57	修繕引当金	233
固定資産	56,914	その他	982
有形固定資産	38,973	固定負債	11,160
建物及び構築物	11,621	長期借入金	2,610
機械装置及び運搬具	5,174	長期預り保証金	2,523
土地	20,642	退職給付に係る負債	732
建設仮勘定	176	役員退職慰労引当金	205
その他	1,358	繰延税金負債	4,316
無形固定資産	647	その他	772
その他	647	負債合計	47,669
投資その他の資産	17,292	(純資産の部)	
投資有価証券	15,518	株主資本	75,192
長期前払費用	379	資本金	11,899
繰延税金資産	53	資本剰余金	11,718
その他	2,071	利益剰余金	53,723
貸倒引当金	△ 729	自己株式	△ 2,150
		その他の包括利益累計額	4,915
		その他有価証券評価差額金	5,166
		為替換算調整勘定	△ 11
		退職給付に係る調整累計額	△ 239
		非支配株主持分	765
		純資産合計	80,872
資産合計	128,542	負債純資産合計	128,542

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		106,745
売上原価		83,253
売上総利益		23,492
販売費及び一般管理費		12,345
営業利益		11,146
営業外収益		
受取利息及び配当金	293	
雑収入	88	382
営業外費用		
支払利息	99	
持分法による投資損失	262	
為替差損	102	
雑支出	104	569
経常利益		10,959
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	1	
その他特別利益	6	15
特別損失		
固定資産処分損	73	
投資有価証券評価損	124	
その他特別損失	23	222
税金等調整前当期純利益		10,753
法人税、住民税及び事業税	2,528	
法人税等調整額	275	2,804
当期純利益		7,949
非支配株主に帰属する当期純損失		181
親会社株主に帰属する当期純利益		8,130

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	百万円 11,899	百万円 11,718	百万円 46,946	百万円 △2,149	百万円 68,415
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,271		△1,271
親会社株主に帰属する当期純利益			8,130		8,130
連結範囲の変動			△82		△82
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,777	△0	6,776
平成29年3月31日残高	11,899	11,718	53,723	△2,150	75,192

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年4月1日残高	百万円 3,683	百万円 △59	百万円 △373	百万円 3,250	百万円 64	百万円 71,729
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				—		△1,271
親会社株主に帰属する当期純利益				—		8,130
連結範囲の変動				—		△82
自己株式の取得				—		△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	1,483	48	133	1,665	700	2,366
連結会計年度中の変動額合計	1,483	48	133	1,665	700	9,143
平成29年3月31日残高	5,166	△11	△239	4,915	765	80,872

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結注記表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

10社

連結子会社の名称

日本トレクス(株)、(株)エフ・イ・イ、(株)エフ・イ・テック、振興自動車(株)、極東サービスエンジニアリング(株)、極東サービスエンジニアリング北海道(株)、極東開発(昆山)機械有限公司、極東開発パーキング(株)、(株)FE-ONE、Trex Thairung Co., Ltd.

前連結会計年度において非連結子会社であったTrex Thairung Co., Ltd.は、重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしました。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

極東特装車貿易(上海)有限公司、(株)エコファシリティ船橋
MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD.
PT.Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia
ささしまライブパーキング(株)、井上自動車工業(株)、(株)モリプラント

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

6社

主要な会社等の名称

極東特装車貿易(上海)有限公司
(株)エコファシリティ船橋
MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT.LTD.
PT.Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia
ささしまライブパーキング(株)、井上自動車工業(株)

なお、ささしまライブパーキング(株)については、重要性が増したため、井上自動車工業(株)については、平成28年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より持分法適用範囲に含めています。

(2) 持分法を適用した関連会社の数

1社

主要な会社等の名称

PT.Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia

(3) 持分法を適用しない非連結

子会社及び関連会社の数

2社

主要な会社等の名称

Hypratek Fluid Power Pvt.Ltd.
(株)モリプラント

(4) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

②無形固定資産……定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産……リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した後の債権を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②製品保証引当金……製品のアフターサービス費及び無償修理費の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計算した額を計上しています。

③工事損失引当金……受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつその損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しています。

④修繕引当金……設備等に係わる将来の修繕に備えるため、発生の可能性が高く、かつその費用を合理的に見積もることができるものについて、当該費用見込額を計上しています。

⑤役員賞与引当金……役員の賞与の支払に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しています。

⑥役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

②収益及び費用の計上基準

工事契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

[表示方法の変更に関する注記]

従来、連結貸借対照表上、流動負債の部の「支払手形及び買掛金」に含めて表示していました「電子記録債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度末の流動負債の部の「支払手形及び買掛金」に含まれる「電子記録債務」は6,372百万円であります。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

該当事項はありません。

[追加情報]

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

[誤謬の訂正に関する注記]

該当事項はありません。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土	地	749百万円
建	物	1,832百万円
	計	2,582百万円

(2) 担保に係る債務

長期預り保証金	1,989百万円
固定負債その他	30百万円
計	2,019百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,222百万円

3. 保証債務

MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD.の 銀行借入金に対する保証	114百万円	
PT.Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesiaの 銀行借入金に対する保証	235百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は51%)
従業員の銀行借入に対する保証	14百万円	
計	363百万円	

〔連結損益計算書に関する注記〕

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	6,684	6,684	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,759	38,759	—
(3) 有価証券	10,900	10,900	—
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	45	45	0
その他有価証券	13,771	13,771	—
(5) 支払手形及び買掛金	(16,016)	(16,016)	—
(6) 電子記録債務	(7,461)	(7,461)	—
(7) 短期借入金	(2,638)	(2,638)	—
(8) 長期借入金	(4,141)	(4,148)	△7
(9) 長期預り保証金	(1,115)	(1,187)	△72

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、及び(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券

これらの時価について、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、満期保有目的の債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(5) 支払手形及び買掛金、及び(6) 電子記録債務並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(9) 長期預り保証金

長期預り保証金のうち、期間を合理的に見積もることができるものの時価については、元利金の合計額を当該保証金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっています。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,701百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

賃貸物件における賃借人からの預り敷金保証金（連結貸借対照表計上額1,407百万円）は、市場価格がなく、かつ、実質的な期間を算定することが困難であることから合理的なキャッシュ・フローを見積ることができないため、「(9) 長期預り保証金」には含めていません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設等を有しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,745	10,393

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	47,220	流動負債	17,329
現金及び預金	3,469	支払手形	2,605
受取手形	7,299	買掛金	8,712
電子記録債権	1,815	短期借入金	100
売掛金	14,965	1年内返済予定の長期借入金	1,117
有価証券	10,900	未払法人税等	798
仕掛品	2,701	未払消費税等	630
原材料及び貯蔵品	3,723	未払費用	2,240
短期貸付金	2,258	製品保証引当金	422
繰延税金資産	867	工事損失引当金	59
その他の他	433	修繕引当金	231
貸倒引当金	△ 1,213	その他	410
固定資産	47,305	固定負債	8,865
有形固定資産	26,446	長期借入金	2,417
建物	8,327	退職給付引当金	131
構築物	492	繰延税金負債	3,414
機械装置	2,716	その他	2,901
車両運搬具	217		
土地	14,025	負債合計	26,194
建設仮勘定	53		
その他	612	(純資産の部)	
無形固定資産	228	株主資本	63,409
その他	228	資本金	11,899
投資その他の資産	20,630	資本剰余金	11,718
投資有価証券	13,303	資本準備金	11,718
関係会社株	6,136	その他資本剰余金	0
その他	2,252	利益剰余金	41,941
貸倒引当金	△ 1,061	利益準備金	546
		その他利益剰余金	41,394
		圧縮積立金	3,242
		特別償却準備金	189
		別途積立金	31,834
		繰越利益剰余金	6,128
		自己株式	△ 2,150
		評価・換算差額等	4,921
		その他有価証券評価差額金	4,921
		純資産合計	68,331
資産合計	94,526	負債純資産合計	94,526

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		55,807
売 上 原 価		42,229
売 上 総 利 益		13,577
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,677
営 業 利 益		5,900
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,278	
雑 収 入	53	1,332
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	471	
為 替 差 損	4	
雑 支 出	75	604
経 常 利 益		6,628
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
そ の 他 特 別 利 益	6	10
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	35	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	108	
そ の 他 特 別 損 失	16	176
税 引 前 当 期 純 利 益		6,462
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	942	
法 人 税 等 調 整 額	266	1,209
当 期 純 利 益		5,253

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	
平成28年4月1日残高	百万円 11,899	百万円 11,718	百万円 0	百万円 11,718
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
圧縮積立金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
別途積立金の積立				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成29年3月31日残高	11,899	11,718	0	11,718

	株 主 資 本							
	利益準備金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
		その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 計		
		圧縮 積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成28年4月1日残高	百万円 546	百万円 3,288	百万円 245	百万円 29,334	百万円 4,544	百万円 37,959	百万円 △2,149	百万円 59,428
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,271	△1,271		△1,271
圧縮積立金の取崩		△46			46	—		—
特別償却準備金の取崩			△55		55	—		—
別途積立金の積立				2,500	△2,500	—		—
当期純利益					5,253	5,253		5,253
自己株式の取得						—	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—		—
事業年度中の変動額合計	—	△46	△55	2,500	1,584	3,981	△0	3,981
平成29年3月31日残高	546	3,242	189	31,834	6,128	41,941	△2,150	63,409

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 28 年 4 月 1 日 残 高	百万円 3,542	百万円 3,542	百万円 62,971
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△1,271
圧縮積立金の取崩		—	—
特別償却準備金の取崩		—	—
別途積立金の積立		—	—
当期純利益		—	5,253
自己株式の取得		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,378	1,378	1,378
事業年度中の変動額合計	1,378	1,378	5,360
平成 29 年 3 月 31 日 残 高	4,921	4,921	68,331

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金……………製品のアフターサービス費及び無償修理費の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計算した額を計上しています。

(3) 工事損失引当金……………受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつその損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上しています。

(4) 修繕引当金……………設備等に係わる将来の修繕に備えるため、発生の可能性が高く、かつその費用を合理的に見積もることができるものについて、当該費用見込額を計上しています。

- (5) 役員賞与引当金…………… 役員の賞与の支払に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しています。
- (6) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を発生翌事業年度から費用処理しています。
4. 収益及び費用の計上基準
工事契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

該当事項はありません。

[追加情報]

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

[誤謬の訂正に関する注記]

該当事項はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土 地	749百万円
建 物	1,832百万円
計	2,582百万円

(2) 担保に係る債務

長期預り保証金	1,989百万円
固定負債その他	30百万円
計	2,019百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 24,358百万円

3. 保証債務

MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE CO., PVT LTD.の 銀行借入金に対する保証	114百万円	
PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesiaの 銀行借入金に対する保証	235百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は51%)
Trex Thairung Co.,Ltd.の 銀行借入金に対する保証	606百万円	(連帯保証であり当社の負担割合は15%)
計	955百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,546百万円
長期金銭債権	445百万円
短期金銭債務	537百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	2,464百万円
仕入高	4,780百万円
営業取引以外の取引高	41百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,009,431株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立額、その他有価証券評価差額等であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	極東開発(昆山) 機械有限公司	特装車の製造	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	1,346	短期貸付金	1,290
					利息の受取	8	長期貸付金	56
子会社	日本トレクス(株)	特装車の 製造・販売	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	750	短期貸付金	750
					利息の受取	6		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

また、当事業年度末における同債権に対する貸倒引当金は1,228百万円であります。

(注2) 市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 1,719円97銭

1株当たり当期純利益 132円23銭

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東開発工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東開発工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東開発工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

極東開発工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 高 島 義 典 ㊟

監 査 役 植 山 友 幾 ㊟

監 査 役 楠 守 雄 ㊟

監 査 役 乗 鞍 良 彦 ㊟

(注) 監査役 楠 守雄及び監査役 乗鞍良彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第82期の期末配当につきましては、株主還元を経営の最重要政策と位置付ける当社の経営方針や現在の財務体質、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
期末配当 当社普通株式1株につき18円
配当総額 715,108,266円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は前期より3円増配の1株につき34円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

剰余金の処分ににつきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 3,500,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 3,500,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 筆谷高明、高橋和也、近藤治弘、杉本治己、米田卓、酒井郁也、西川柳一郎、木戸洋二、道上明の9氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>たか はし かず や 高橋和也 (昭和32年2月16日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 極東開発パーキング株式会社取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社海外事業部長 平成23年6月 当社取締役 平成24年4月 当社常務執行役員 当社特装事業部長 極東特装車貿易（上海）有限公司董事長 極東開発（昆山）機械有限公司董事長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 当社最高執行責任者（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本自動車車体工業会理事</p>	16,700株	なし
<p>(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車営業部門に携わり、パーキング部門および海外子会社の経営を担当してまいりました。また、平成25年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	こん どう はる ひろ 近藤 治 弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年4月 住友軽金属工業株式会社 (現 株式会社UACJ) 入社 平成13年6月 日本トレクス株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年4月 同社常務執行役員 平成24年4月 当社入社 当社執行役員 当社財務部長 平成25年4月 当社管理本部長(現任) 平成25年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務執行役員 平成28年4月 当社不動産賃貸事業部長(現任) 平成28年6月 当社代表取締役専務(現任) 当社専務執行役員(現任)	13,200株	なし
(取締役候補者とした理由) 他業種の経営を通じた幅広い知見と長年にわたる海外駐在経験を有しているほか、特装車部門の主要な子会社において経営に携わってまいりました。また、平成28年6月より代表取締役専務として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				
3	すぎ もと はる み 杉本 治 己 (昭和27年10月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 当社パワーゲートセンター長 平成18年4月 当社名古屋工場製造部長 平成19年4月 当社名古屋工場長 平成22年4月 当社執行役員 当社生産本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社特装事業部長(現任) 極東特装車貿易(上海)有限公司董事長(現任) 極東開発(昆山)機械有限公司董事長(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員(現任)	8,100株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車生産部門に携わったほか、海外子会社の経営を担った豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	※ のり みつ たけ お 則 光 健 男 (昭和33年8月15日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年1月 極東開発(昆山)機械有限公司董事・ 管理部長 平成19年4月 当社経営企画部長 平成22年10月 MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITED 取締役会長(現任) 平成23年4月 当社執行役員(現任) 当社海外推進部長(現任) 平成29年4月 当社海外事業部長(現任) 当社海外営業部長(現任) Trex Thairung Co., Ltd. 取締役(現任)	5,900株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり海外事業部門および経営企画部門に携わったほか、海外子会社の経営を担った豊富な経験と実績をもとに、当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				
7	※ ぬの はら たつ や 布 原 達 也 (昭和34年1月21日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社三木工場技術部長 平成24年4月 当社開発部長 平成25年4月 当社執行役員(現任) 当社技術本部副本部長 平成27年4月 当社技術本部長 当社技術管理部長 平成29年4月 当社生産本部長(現任)	2,200株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車開発および生産部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
8	き ど よ う じ 木 戸 洋 二 (昭和26年12月3日生)	昭和50年 4 月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成17年 6 月 同社取締役 平成19年 6 月 同社常務取締役 平成23年 4 月 同社代表取締役・専務取締役 平成25年 4 月 同社代表取締役・副社長 株式会社阪神ホテルシステムズ 代表取締役・取締役会長 平成25年 6 月 公益社団法人土木学会理事 平成26年 3 月 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 取締役 平成26年 4 月 公益社団法人地盤工学会関西支部 副支部長 平成27年 4 月 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 代表取締役会長 阪神電気鉄道株式会社顧問 (現任) 平成27年 6 月 当社社外取締役 (現任) 当社独立役員 (現任) 公益財団法人都市活力研究所 理事長 (現任)	0株	なし
(社外取締役候補者とした理由) 他業種の経営を通じた幅広い知見と、長年にわたる経営者としての豊富な経験および実績を有しており、引き続き客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、社外取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
9	みちがみあきら 道上明 (昭和28年5月5日生)	昭和57年4月 弁護士登録 昭和62年4月 赤木・道上法律事務所(現 神戸ブルースカイ法律事務所) 副所長 平成10年4月 神戸弁護士会(現 兵庫県弁護士会) 副会長 平成11年4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員(現任) 平成19年4月 兵庫県弁護士会会長 平成19年6月 当社社外監査役 平成22年3月 当社独立役員(現任) 平成22年4月 日本弁護士連合会副会長 平成23年6月 淡路信用金庫 非常勤理事(現任) 平成24年1月 神戸ブルースカイ法律事務所所長(現任) 平成26年6月 TOA株式会社 社外監査役(現任) 同社独立役員(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	0株	なし
(社外取締役候補者とした理由) 弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と豊富な経験および実績をそれぞれ有しており、引き続き客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、社外取締役候補者としております。 なお、道上明氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 木戸洋二、道上明の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木戸洋二、道上明の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社の取締役に就任後2年を経過いたします。
4. 道上明氏は、平成19年6月27日から平成27年6月25日までの間、当社の社外監査役でありました。
5. 当社は、木戸洋二、道上明の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社定款の規定に基づき、当社と木戸洋二、道上明の両氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

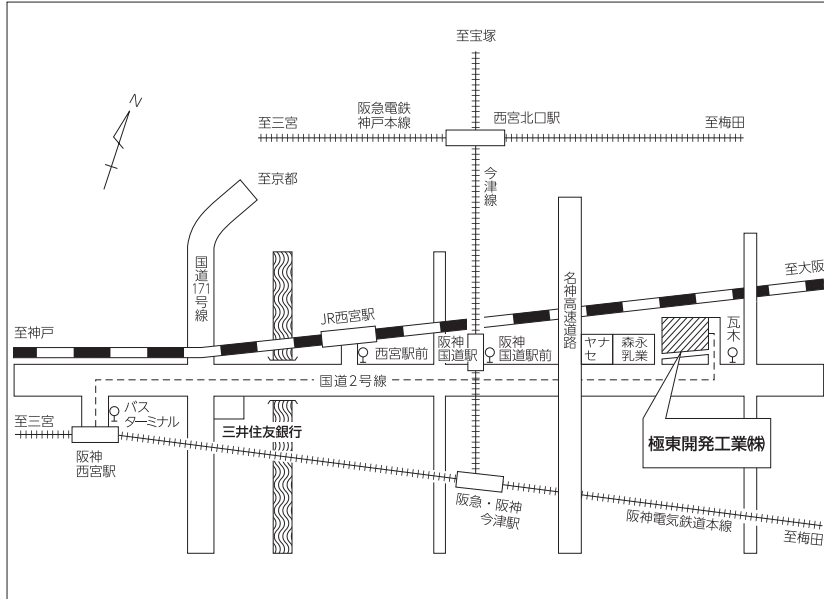
以上

株主総会会場ご案内

会場 兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号

極東開発工業株式会社 本社会議室

電話 0798 (66) 1000



交通機関

- JR西宮駅 下車
阪神バス（阪神尼崎行または浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分
- 阪神電気鉄道西宮駅 下車
阪神バス（浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分
- 阪急電鉄今津線阪神国道駅 下車
徒歩約10分または
阪神バス（阪神尼崎行または浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分

UD FONT
by MORISAWA

